

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

|                   |                   |  |
|-------------------|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 平戸市<br>(42207)    |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 生月④<br>(正和・日草・山田) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月22日(第1回)   |  |
|                   | 令和6年11月14日(第2回)   |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在しており、耕作条件に差がある。主に水稻、飼料作物の作付け及び繁殖牛の飼育を中心に農業が展開されており、土地改良区や中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能交付金事業の活動組織などにより、耕作者の確保・農地の維持が図られている。

しかし、農業者の高齢化が進んでいることもあり、法面や水路、農道等の管理が負担となっており、将来における耕作者の確保も厳しい現状にある。

さらに、米の価格不安定や資材高騰などにより農業所得が低く、有害鳥獣による被害も深刻化しており、耕作意欲の低下に繋がっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、水稻、飼料作物の耕作及び繁殖牛の飼育を主として農業が展開されている地域であり、これらの農業を維持していくため、土地改良区、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織、多面的機能活動組織、認定農業者(畜産農家)と連携を行い、農地の集積を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 112.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 82.0 ha  |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                |
| 農地中間管理機構を活用して集落内の担う者のほか、入り作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを促進し、集積を図る。                                                     |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                |
| 本地域は、過去に地域集積に取り組み、現在、約38haを機構に貸し付けている。今後も推進協議会と連携し、農地中間管理機構を活用した農地利用を継続・推進し、主に基盤整備地を中心に、農業者の経営状況に応じて段階的に集積を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                 |
| 既にある基盤整備地を、水稻や飼料作物の耕作により維持し、農道や水路等の維持管理に取り組む。その他の中山間地においては、工事完了後の耕作者・担い手の確保、費用面での負担が大きいことなどから新規での事業取り組みは難しい。    |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                            |
| 中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織内で、担う者の育成や確保を図り、地域としても認定農業者など多様な経営体の受け入れを促進する。                                            |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                             |
| 農作業の委託について、現在は個人によるドローン等での農薬・除草剤散布や農事組合法人などへの田植え・稲刈り等の利用があり、今後、増加していくものと思われるため、地域での活用方針について検討を図る。               |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                      |                                             |                                   |                                          |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| 【選択した上記の取組方針】                                                     |
| ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。                          |
| ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。                                 |
| ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などで確認、協議を行い変更する。 |